

陳 情 回 答 綴

(陳情第 21 号～第 30 号)

令和 2 年第 2 回 市議会委員会審査分

堺 市 議 会

目 次

陳情第 21号	行政にかかる諸問題について……………	1
陳情第 22号	新型コロナウイルス感染症対策について……………	19
陳情第 23号	行政にかかる諸問題について……………	21
陳情第 24号	障害者施策等の充実について……………	35
陳情第 25号	障害者施策等の充実について……………	37
陳情第 26号	子育て支援施策等について……………	41
陳情第 27号	公立幼稚園について……………	43
陳情第 28号	放課後施策について……………	45
陳情第 29号	放課後施策について……………	51
陳情第 30号	放課後施策について……………	53

番 号	陳情第21号
件 名	行政にかかる諸問題について
審 査 委 員 会	議会運営委員会
審査日	6月16日
<p>(審査結果)</p> <p>第4項</p> <p>現在、議会の様子は、全戸に配布される「広報さかい」をはじめ、堺市議会ホームページ、インターネット中継などをおして市民の皆様にお伝えしています。「広報さかい」におきましては、「議会のうごき」としまして、定例会や委員会において議論した事項を、議事の記録に基づき、できるだけ多く掲載し、平成25年度からは重要な議案に対する会派等別の賛否の一覧を掲載し、充実を図っています。</p> <p>ご要望の議会広報紙単独での発行につきましては、多くの紙資源と多額の経費を要する等課題もあり、現在のところ、行っておりません。</p> <p>今後とも、広報さかいやホームページなどをおして、市民の皆様には議会情報をより一層分かりやすくお伝えするよう努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>第5項</p> <p>前項に記載しましたとおり、「広報さかい」や堺市議会ホームページなどで議会情報発信の充実を図っているところであり、議会広報紙単独での発行につきましては、多くの紙資源と多額の経費を要する等課題もあることから、現在のところ、行っておりません。</p> <p>ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p>	

番 号	陳情第21号	所管局	市長公室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第6項（政策企画部）</p> <p>本市では、市民一人ひとりが住んでいるまちに愛着や誇りを持って最大限に個々の力を発揮し、地域全体で行政と連携・協働しながら、地域課題の解決やまちづくりに参画する協働のまちづくりを推進しています。</p> <p>自治基本条例の制定に関する他都市状況なども参考にしながら、引き続き、市民との連携や協働に取り組んでまいります。</p> <p>第7項（広報戦略部市政情報課・広報課）</p> <p>市民と市長が対話できるような場については、これまでいろいろな機会を捉え、場を設けてまいりました。今後、対話の場については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の方策も含め、より効果的な方法等を検討してまいります。</p> <p>また、「広報さかい」においては、限られた紙面の中で、市民の皆様に市政に関する情報を効果的に伝えるよう努めています。</p> <p>市長のメッセージにつきましては、市政の運営方針をお示しする場合などに適宜掲載しています。今後も市政の運営方針や市政に関する情報をより分かりやすくお知らせしてまいります。</p> <p>第8項（政策企画部）（文化観光局観光部観光企画課）（健康福祉局健康部精神保健課・保健所感染症対策課）（産業振興局商工労働部産業政策課）</p> <p>統合型リゾート（IR）は、国際会議場や展示場等のMICE施設をはじめ、宿泊施設、商業施設、劇場等のエンターテインメント施設、カジノなどが一体となった複合集客施設です。</p> <p>IRは、国際観光拠点として、国内外から多くの集客が期待され、地域の観光振興、経済成長などに寄与することが期待されている一方で、ギャンブル等依存症や治安悪化などの懸念も指摘されているところです。</p> <p>国の基本方針案では、「カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響については、徹底的に排除する必要がある」と記載されています。また、大阪府・大阪市が令和元年11月に公表した実施方針案の中でも、「国のギャンブル等依存症対策推進基本計画を基本とし、大阪の実情を踏まえた大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画を策定し、有効な対策を着実に実施する」とされています。なお、大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画は令和2年3月31日に策定され、計画に基づく取り組みが始まっています。</p> <p>また、新型コロナウイルスなど、感染症のリスクはカジノに限らず、感染症の拡大防止に対しては一人ひとりが意識を高く持って取り組むべきことと考えます。</p> <p>本市としましては、引き続き、これらの動向を注視してまいります。</p>			

番 号	陳情第 2 1 号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第 9 項 (行政部行政経営課) (市長公室広報戦略部市政情報課) (財政局財政部財政課)</p> <p>市の行政運営における民間活力の導入については、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、今日の多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応し、経費の削減のみではなく、住民サービスの向上を図ることを目的としており、市としては、これらの効果が見込める場合については、適切に導入を進めています。今後とも、公の責任を果たしつつ、民間でできることは民間に任せ、効果的で効率的な行政運営を推進してまいります。</p> <p>また、本市において、個人情報を取扱う業務委託を行う際は、「堺市個人情報取扱事務の委託等に関する基準」に基づき、受託事業者における秘密の保持、罰則、適正管理、返還、廃棄等の事項を定めた契約を締結することとしており、必要に応じて保護体制について調査を行う等、受託事業者が個人情報に係る事故等を起こさないよう対応を行っています。</p> <p>補助金については、社会経済情勢や市民ニーズの変化などを踏まえ、事業の公益性の観点から交付を行っております。今後も予算編成などの機会を通じて、補助金の目的・効果・必要性等を検証してまいります。</p> <p>第 1 0 項 (行政部総務課)</p> <p>自衛官及び自衛官候補生の募集に関する広報については、自衛隊法第 9 7 条第 1 項及び自衛隊法施行令第 1 1 9 条の規定により、都道府県知事及び市町村長が行なうこととされており、第 1 号法定受託事務 (本来は国が果たすべき事務のうち、その適正な処理を特に確保するため、都道府県・市町村に処理を委任する事務) として、地方自治法及び地方自治法施行令に定められています。</p> <p>本市では、これら法令の規定に基づき、毎年の自衛官や自衛官候補生の募集時期にあわせ、募集種目や概要を広報紙に掲載するなどの事務を行っており、その一環として自衛隊大阪地方協力本部からの依頼に基づき、募集内容を市民に広く周知するため、堺市自治連合協議会に対し、自治会でのチラシの回覧やポスターの掲示の協力を依頼しています。これらの情報発信については、募集内容を周知するうえで一般的かつ有効な方法であると考えております。</p> <p>第 1 1 項 (行政部総務課)</p> <p>自衛隊法施行令第 1 2 0 条には、防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができることと規定されており、これに基づいて、令和 2 年 2 月に防衛大臣から堺市長に対して募集対象者情報の提出依頼がありました。募集対象者情報の提供は法令に定められた適法な事務であり、法令に基づき提供を行うものです。</p>			

番 号	陳情第 2 1 号	所管局	選挙管理委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第 1 2 項 (選挙管理委員会事務局)</p> <p>選挙は、憲法によって保障された国民の参政権を具体的に行使する重要かつ基本的な機会でもあります。</p> <p>投票率の向上に向けて、各区のふれあいまつりでの啓発活動や高校等への出前授業の開催などあらゆる機会を通じて投票参加意識の向上に取り組んでいるところです。</p> <p>また障害者及び重度の在宅療養者等の選挙権行使を容易にするため、郵便投票の対象者を現在の「要介護 5」から「要介護 4」及び「要介護 3」全体に拡大するよう指定都市選挙管理委員会連合会において、法改正要望に取り組んでいます。</p> <p>また投開票をはじめとする選挙の事務にミス発生がないように事務手順を改善し、事務従事者への説明会・打ち合わせ会を通じて、注意事項の指示の徹底を行うなど選挙が適正に行なわれるよう取り組みます。</p>			

番 号	陳情第21号	所管局	危機管理室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第13項（危機管理室危機管理課）</p> <p>堺市では、新型コロナウイルス感染症対策として、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を積極的に活用し、感染拡大防止や医療提供体制維持、地域経済の支援等の対策を進めています。</p> <p>また、国の予算や施策等について、堺市国土強靱化地域計画に基づく防災・減災対策の推進のため、橋梁耐震強化事業などのハード整備を中心に、国に対して提案・要望を継続的に実施しています。</p>			

番 号	陳情第 2 1 号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第 1 4 項（市民生活部市民人権総務課）（各区役所企画総務課）</p> <p>出張所については、区役所の前身である支所の開所にあわせて、平成 4 年から平成 1 2 年にかけて順次廃止しました。</p> <p>その後、平成 1 8 年の政令指定都市移行に伴い、支所は区役所となり、区役所では、出張所で行っていた業務に加え、国民健康保険や保健福祉サービスなど、これまで本庁のみで行っていた業務を幅広く提供しており、地域の総合サービス拠点として機能を充実させております。</p> <p>また、区役所においては、市民相談窓口をはじめとする、日常生活での問題などについてご相談いただける各種相談窓口を設けており、窓口だけでなく、電話によるご相談も可能です。</p> <p>あわせて、住民票などの証明書等については、平成 2 9 年 1 2 月よりマイナンバーカードをお持ちの場合は、お近くのコンビニエンスストアでも取得できるようになったほか、郵送、インターネットなどの活用により、ご来庁いただかなくとも手続きができる仕組みを増やしてきております。</p> <p>今後も、様々な機会を通じて市民の皆様の声をお聞かせいただき、市民サービスの向上に取り組んでまいります。</p> <p>第 1 5 項（市民生活部市民協働課・男女共同参画推進部生涯学習課）</p> <p>公民館は、社会教育法第 2 0 条に基づき、市町村その他一定区域内の住民のために、实际生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とし設置されており、高齢者をはじめ、様々な方に利用されています。なお、公民館増設の予定はございませんが、現在、公民館各室利用料金については無料となっておりますので、お気軽にご利用ください。</p> <p>地域会館や自治会館の管理運営につきましては、所有者である地元の校区自治連合会や単位自治会により自主的に行われており、維持管理に要する費用も地域によって様々な違いがある中、それぞれで利用料金の設定をされています。</p> <p>本市におきましては、地域住民及び地域住民組織の自主的な活動が活発に展開されるよう、「堺市地域会館整備費補助金制度」を設け、その活動拠点となる地域会館の整備に対して支援を行うとともに、地域会館の維持につきましても、「堺市地域会館大規模改修補助金制度」を設け、大規模な改修を行う際の支援を実施しておりますが、地域会館や自治会館の利用料金については、利用者の皆様にご負担いただくべきものと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>			

番 号	陳情第 2 1 号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第 1 6 項 (男女共同参画推進部男女共同参画センター)</p> <p>利用者の多様な要望に応えるために、男女共同参画交流の広場や生涯学習施設など、既存施設との連携を図りながら、活動の場の提供に努めてまいりたいと考えておりますのでご理解を願います。</p> <p>第 1 7 項 (人権部人権推進課)</p> <p>本市においては、昭和 5 8 年に非核平和都市宣言を決議するとともに、国内外の都市が連帯して国際社会に核兵器廃絶を訴える活動を行う平和首長会議や日本非核宣言自治体協議会に加盟し、広範な都市連携のもと、さまざまな機会を通じて核兵器のない世界の実現を訴えているところです。</p> <p>今後も、平和首長会議及び日本非核宣言自治体協議会を通じ、核兵器廃絶を国際社会に求めてまいります。</p> <p>また、「核兵器禁止条約」につきましては、本市も加盟している平和首長会議から、核兵器保有国を含む全ての国に対し、条約への加盟を要請し、条約の一日も早い発効を求めているところです。</p> <p>第 1 8 項 (人権部人権推進課)</p> <p>日本国憲法、中でも第 9 条につきましては、さまざまな議論がなされていることは認識しております。しかしながら、憲法改正につきましては、国権の最高機関である国会での発議を経て、国民投票により判断されるべきものと考えております。</p> <p>本市としましては、今後とも「平和と人権を尊重するまちづくり条例」や「非核平和都市宣言決議」の趣旨を踏まえ、平和社会の実現に向けて取り組んでまいります。</p>			

番 号	陳情第 2 1 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第 1 9 項 (健康部健康医療推進課・保健所保健医療課)</p> <p>新型コロナウイルス感染症への対応については、堺市保健所及び各区の保健センターが連携を行いながら、市民の皆様の健康を守るための活動を行っています。</p> <p>人員については、状況に合わせて、応援体制をとりながら適切な人員配置を行い、対応に当たっています。</p> <p>第 2 0 項 (生活福祉部国民健康保険課)</p> <p>平成 3 0 年度から都道府県が財政運営の責任主体として国保運営の中心的な役割を担うことで財政運営の安定化を図り、制度の持続性を高めることを目的とした国保制度改革が実施されました。これに伴い、大阪府は、改正国民健康保険法に基づく大阪府国民健康保険運営方針を策定し、平成 3 0 年度からの保険料率の統一などを定めました。</p> <p>本市は、平成 2 9 年 1 1 月、大阪府国民健康保険運営方針策定に際しての大阪府からの意見聴取に対して、国による更なる公費投入の拡大と大阪府による被保険者の急激な負担増加の抑制策や特段の財政支援措置等を求めるとともに、それら措置が講じられない場合は、統一保険料率の導入の延期も含めて然るべき判断を求める趣旨の意見を提出しました。</p> <p>さらに、本年 1 月の堺市国民健康保険運営協議会の答申に付された「医療保険制度の一本化など、国民皆保険制度の安定的な運営のための抜本的な改革を国の責任において実現するよう、国に対して求めること」、「市町村標準保険料率のより一層の抑制に向けた方策及び財政措置等を実施することを、大阪府に対して求めること」との意見の趣旨を踏まえ、引き続き必要に応じて国や大阪府に提案や意見具申するなど、国民健康保険制度の持続可能な運用に取り組んでまいります。</p> <p>なお、大阪府国民健康保険運営方針では、平成 3 0 年度から令和 5 年度まで最大 6 年間は、各市町村による激変緩和措置が認められており、令和 3 年度以降の保険料率についても、基金からの繰入れを行うことなどにより、被保険者の負担が急激に増加することのないよう対応してまいります。</p>			

番 号	陳情第21号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第21項（長寿社会部長寿支援課・地域包括ケア推進課・障害福祉部障害者支援課・健康部健康医療推進課）</p> <p>特定健康診査は、堺市国民健康保険の保険者が「高齢者の医療の確保に関する法律」及び同法施行規則等に基づき40歳から74歳までの被保険者とその被扶養者を対象に実施しているものです。</p> <p>特定健康診査の検査項目は、メタボリックシンドロームに着目して特定をしており、生活習慣病予防に有効とされる国が定めた項目を中心に実施しています。</p> <p>市民のみなさまへは、健診の勧奨と合わせて、加齢による体の変化や自身の健康を守るための方法について、啓発を行ってまいります。</p> <p>また、難聴の自覚や変化の気づきから受診を促し、医療や適切なケアにつなぐことで、難聴に起因する認知症などの二次的な機能低下も防ぐことができると考えています。このことから、地域包括支援センター等による健康講座などにおいて、加齢性難聴の早期発見のためのチェックポイントを周知することにより、本人の自覚や周囲の気づきを促し、受診につながるよう啓発に取り組んでいきます。</p> <p>現状、高齢者の加齢性難聴の方への助成制度はございませんが、今後の社会状況や他市の動向について、必要に応じて調査・研究を行ってまいります。</p> <p>なお、聴覚障害を原因とした身体障害者手帳をお持ちの方につきましては、補聴器の購入に要する費用を助成する制度がございます。</p> <p>第22項（生活福祉部生活援護管理課）（子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課）</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、ひとり親家庭、特に母子家庭の経済的な影響は深刻な状況であると認識しています。</p> <p>これを踏まえて、本市独自の取組として、1人につき10万円が支給される特別定額給付金の申請書を児童扶養手当受給世帯に対しは、1週間前倒しして送付することで1日でも早く受給していただけるように個別対応を行いました。</p> <p>また、更なるひとり親家庭への経済支援策が閣議決定された国の第二次補正予算案で示されましたので、予算成立後は速やかに支給事務を進めます。</p> <p>限られた財源の中、支援が必要なひとり親家庭に対して、本市独自の支援の充実について引き続き検討します。</p> <p>なお、生活に困窮されている方に対しては、最後のセーフティネットである生活保護制度に加え、生活困窮者自立支援法に基づき、生活や就労に関する相談支援を実施しています。</p>			

番 号	陳情第21号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第23項（子育て支援部幼保推進課・幼保運営課）</p> <p>認定こども園・保育所等の各施設には、厚生労働省の「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき、飛沫感染対策、咳エチケット、接触感染対策、消毒方法など具体的な対策をお示しするとともに、市において「児童や職員に発熱等の症状がみられる場合の対応方法」を作成して送付するなど、感染拡大防止に取り組んでいます。</p> <p>また、市の災害用備蓄マスクの配布、国の補助金・制度を活用した衛生用品や消毒に要する経費補助や手指消毒用エタノールの優先供給なども実施しており、今後も引き続き、各施設からのご意見なども踏まえながら、必要な安全対策が図れるように努めていきます。</p> <p>第24項（子ども青少年育成部子ども家庭課・子ども相談所・児童自立支援施設整備室）</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、経済的困窮や家庭内でのストレスが児童虐待に繋がるのではないかと危惧されているところです。</p> <p>児童虐待に関する相談については、各区子育て支援課や子ども相談所（児童相談所）において相談を受け付けており、堺市子ども虐待ダイヤルや児童相談所全国共通ダイヤル189などで、24時間365日対応しています。</p> <p>現在、学校等の休業や外出自粛が継続する中で、子どもの見守り機会が減少しているところです。各区子育て支援課や子ども相談所、乳幼児の発達や子育ての身近な相談窓口である保健センターのほか、通学・通園する学校や子ども園等も連携して、より子どもの状況把握と必要な支援に努めています。</p> <p>子ども相談所の体制については、児童福祉法や国の児童虐待防止対策体制総合強化プラン等に沿って、令和4年度までに児童福祉司及び児童心理司を増員するとともに、人材育成に取り組み、迅速な対応に努めていきます。</p> <p>区子育て支援課の体制については、順次、非常勤職員の増員を行ってきましたが、令和2年度から4年度にかけて、全区に1名ずつの常勤職員の増員配置を予定しています。</p> <p>また、幅広い年齢層が活用しやすいLINEを活用した相談事業を、大阪府・大阪市と共同して令和2年7月から試行実施予定であり、現在、少しでも早期に開始できるように調整を行っています。</p> <p>今後も児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応を図ります。</p> <p>堺市立児童自立支援施設の整備計画の中断は、大阪府の施設内に、寮の整備等必要となる受入れ体制を大阪府に求めるなど、対象となる堺市の子どもたちに必要な支援を行える環境をしっかりと確保することを前提に、施設整備費用や将来的なランニングコストを考慮して、より効果的な手法として、大阪府への事務委託の継続を検討するとしたことによるものです。</p> <p>引き続き、堺市の子どもたちに必要な支援を行えるよう、受入れ体制の確保について大阪府と十分協議してまいります。</p>			

番 号	陳情第21号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第25項（子ども青少年育成部子ども家庭課）（市民人権局男女共同参画推進部男女共同参画推進課）</p> <p>本市の主なDV相談窓口である区役所の子育て支援課の女性相談窓口及び堺市配偶者暴力相談支援センターにおける令和2年4月のDV相談者数は253人と、前年同月比で約30%以上増加しています。増加の一因としては、外出自粛や休業などが行われていた中、生活不安やストレスによる配偶者等からの暴力の増加や深刻化が影響していることが考えられます。</p> <p>本市では、堺市配偶者暴力相談支援センター開設時間以外も夜間・休日DV電話相談を開設し、24時間365日相談に対応するとともに、男女共同参画センターや男女共同参画交流の広場においてもDV相談を行うほか、緊急対応が必要な方は、大阪府と連携し、シェルター等での一時保護による被害者の安全確保に努めています。</p> <p>さらに、内閣府においては、本年4月から新たなDV相談窓口を開設し、24時間対応の電話相談、SNSや電子メールを活用した相談、外国語による相談を実施するとともに、被害者の安全を確保し社会資源につなげるための同行支援、緊急的な保護等の支援を総合的に提供しています。</p> <p>今後も、これらの相談窓口について、市ホームページの特設ページや広報さかいの特集記事の掲載、子育て応援アプリや堺市公式LINEなどによる情報発信の充実を図るなど、一人でも多くの方を相談・支援につなげる取組を強化していきます。</p>			

番 号	陳情第21号	所管局	産業振興局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第26項（商工労働部雇用推進課）</p> <p>本市では、全年齢の女性を対象にした「さかいJOBステーション」の「女性しごとプラザ」や、働く意欲がありながら、様々な阻害要因のため就労に結びつかない方を対象にした「公益財団法人 堺市就労支援協会」通称「ジョブシップさかい」において、女性求職者の状況に応じて、就職につながるカウンセリングやセミナーの実施をはじめ、正規雇用の求人企業情報の提供及び企業とのマッチングなどの支援、結婚、出産、育児、介護等の様々な事情で一旦退職し再就職をめざす女性のキャリアブランク解消の支援などに取り組んでいます。</p> <p>また、「さかいJOBステーション」の「SAKAI JOB CLUB」では、全年齢の女性を含め就業中の方を対象として、働く上での相談対応を随時行うとともに、職場での人間関係を円滑にするためのコミュニケーションスキル向上などのセミナーや、同年代の働く仲間と情報交換し、仕事への意欲向上につなげるための交流会を開催するなど、職場定着支援に向けた取組を行っています。</p> <p>一方、企業に対しては、「ダイバーシティ経営戦略セミナー」などの実施を通じて、女性が活躍できる職場づくりを促しているところです。</p> <p>新型コロナウイルス感染による休業・雇い止めに対する支援に関しては、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた市内中小企業等が、従業員の雇用を維持した場合に支給される、雇用調整助成金等の申請に関する特別相談窓口を開設し、市内中小企業が助成金を活用し従業員の雇用を維持するための支援を実施しております。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症拡大の防止を図るとともに、内定取り消しや解雇をうけ離職された方等を支援するため、「さかいJOBステーション」と「ジョブシップさかい」でオンラインでの就職相談を実施するなど、求職者に対する支援を強化しております。</p> <p>今後も、様々な立場にある女性に対する切れ目のないきめ細かな就労・職場定着支援、市内中小企業の雇用の維持に対する支援、求職者に対する更なる就労支援に取り組んでいきます。</p>			

番 号	陳情第 2 1 号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第 2 7 項 (交通部公共交通課)</p> <p>少子化に伴う通勤通学利用の減少や運転者不足などにより全国的にバス路線の廃止が相次ぐなど、地域の公共交通を取り巻く環境はますます厳しくなっています。</p> <p>こうした中で本市は、65歳以上の高齢者を対象としたおでかけ応援バスの実施や、誰もが乗り降りしやすいノンステップバスやバスの運行状況がリアルタイムで分かるバスロケーションシステム等の導入支援など、バスの利用促進や利便性向上を進めています。</p> <p>また、鉄道駅やバス停から遠く既存の公共交通を利用しにくい地域においては、乗合タクシーを運行し、日常の移動手段の確保に取り組んでいます。</p> <p>市としましては、今後とも事業者と連携してより良い市民の移動手段の維持確保に努めていきます。</p> <p>なお、乗合タクシーの予約については、運行開始当初、乗車の3時間前としておりましたが、利用者の要望を踏まえ、乗車の2時間前に短縮するなど利便性向上に取り組んでいるところです。乗車の2時間前までの予約については、予約を受けてから確実に配車するために必要な時間であり、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>			

番 号	陳情第 2 1 号	所管局	上下水道局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第 2 8 項（経営企画室）</p> <p>水道法第 6 条第 2 項は、水道事業は原則として市町村を経営主体とすることを規定しています。これは、水道事業が膨大な資金と技術力を必要とし、かつ、継続的、安定的な経営が必要であることから、利潤を追求する私企業の経営によるよりは、公共団体である市町村により経営されることが適切と考えられるためです。</p> <p>その一方で、人口減少に伴う水需要の減少など、水道事業を取り巻く環境が厳しさを増す中、将来にわたり安定的に事業を運営していくためには、民間企業の技術力や高い効率性を活かすことが重要であると考えています。</p> <p>このようなことから、本市では、民間企業の高い効率性が期待できる検針・料金徴収業務などについて業務委託を導入し、安定した事業運営に努めています。</p> <p>民間企業に委託した業務であっても、本市の責任で運営されていることに変わりはなく、委託業者による業務履行を適正に管理しています。</p> <p>今後も、水道事業の公益性・公共性を確保した上で、民間企業との公民連携を進め、事業運営のより一層の健全化や効率化を図り、安全安心な水を安定的に供給していきます。</p>			

番 号	陳情第21号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第29項（総務部教育政策課）</p> <p>教育委員会では、「ひとづくり・まなび・ゆめ」を教育理念とした第2期未来をつくる堺教育プランに基づき、事務事業を推進しています。引き続き、子どもたちの育ちや学びを支える教育の充実に取り組んでいきます。</p> <p>なお、本年度は次期プランの策定年度であり、教育の一層の充実に向けて基本的な方向性を定めていきます。</p> <p>第30項（教職員人事部教職員企画課・地域教育支援部放課後子ども支援課・学校管理部保健給食課）</p> <p>学校園の対策として、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（学校の新しい生活様式）」に基づき、予防策の徹底、教育活動上の留意点などを示し、学校園における感染症リスク低減のための取組に努めています。</p> <p>また、放課後児童対策事業の対策については、学校に準じて利用児童が安心して利用していただけるよう、各運営事業者と調整しながら進めております。感染症対策に別途経費が必要な場合については、当該予算の確保に努めます。</p> <p>第31項（学校管理部保健給食課・学校給食改革室）</p> <p>教育委員会では、全員喫食制の中学校給食の実施に向け、令和元年11月から「堺市中学校給食実施方法等調査（基礎調査）」を実施し、自校方式や親子方式、給食センター方式等の実現可能性や必要経費などを調査しました。</p> <p>また、令和2年1月に、有識者、保護者代表、小中学校の校長代表や栄養教諭代表12名で構成される「堺市中学校給食検討懇話会」を設置しました。</p> <p>基礎調査の結果を踏まえ、「堺市中学校給食検討懇話会」で調理方式について意見を聴取し、高度な衛生管理の徹底、同時期一斉開始、安全安心な給食の安定的な提供等の理由から、給食センター方式を導入することといたしました。</p> <p>なお、給食費につきましては、学校給食法に基づき、食材料費として保護者の方々からご負担いただいています。</p> <p>教育委員会では、子どもたちに必要な栄養価を充足するとともに、安全・安心で栄養バランスのよい給食の提供に努めます。</p> <p>第32項（学校管理部保健給食課）</p> <p>学校園の臨時休業期間中は、学校給食は実施しておらず、配食も実施できません。</p>			

番 号	陳情第21号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第33項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>運営事業者の選定においては、価格のみでなく、これまでの実績、管理運営体制、人員確保や育成方策、運営プログラム等、総合的な運営内容を審査してよりすぐれた事業者の決定ができる公募型プロポーザル方式により行っています。</p> <p>放課後児童対策事業の運営は、「堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき市の事業として実施しており、必要な配置人数やその役割、安全管理の手引き等を仕様書で定めており、安全体制についても、事業者を指導しております。</p> <p>第34項（教職員人事部教職員企画課・学校教育部学校指導課・生徒指導課・学校管理部保健給食課）</p> <p>国の緊急事態宣言を受け、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、本市立学校園においては、5月31日まで臨時休業措置を実施しました。</p> <p>臨時休校措置期間が長時間に及んだことから、児童生徒等の心身の健康状態や学習状況の把握を行うとともに、学校再開後の教育活動等を円滑に実施することを目的として、5月18日以降、1グループの人数を15人以内に限定し、教室内での連続滞在時間を30分とする等、感染症対策の措置を適切に講じたうえで、分散登校を実施したものです。</p> <p>分散登校や教員のポスティングの機会をとらえて、子どもたちの健康状態を確認し、家庭、関係機関と連携した心のケアに一層取り組んでいます。学校再開後も継続して児童生徒等の心のケアを図っています。</p> <p>その際、必要に応じて健康相談等や養護教諭及びスクールカウンセラー等による支援も行っています。学校外の相談窓口についても、各学校園のホームページに掲載する等して周知し、活用していただいています。</p> <p>自宅での学習支援の取組については、分散登校時に各学校で学習課題を配付し、学習状況の把握に努めているほか、授業動画の配信、家庭学習サイトの充実などに取り組んでいます。</p> <p>また、感染症対策として、マスクや消毒液などを購入できるよう、国の補助事業を活用するなど必要な予算の計上に努めていきます。</p>			

番 号	陳情第 2 1 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第 3 5 項 (学校管理部教育環境整備推進室)</p> <p>今回の「幼児教育基本方針改定案」では、平成 1 9 年に策定した基本方針で「条件の整ったところから順次廃止する」と定めた公立幼稚園を、本市全体の幼児教育の質の向上に向けた先導的な役割や、配慮を必要とする幼児の受入れなどセーフティネットとしての役割を担うため、一部の公立幼稚園を存置し、研究実践園とするとしています。</p> <p>これまでの園児数や、将来の 1 号認定区分 (満 3 歳以上で小学校就学前の保育を必要としない子ども) の量の見込みから、その園児数の受入れに対応し、かつ持続的に、適正な集団規模を確保していくために、研究実践園として選定する園数は 4 園とすることが適切であると判断しています。また、研究実践園 4 園では 3 年保育と預かり保育を実施します。</p> <p>第 3 6 項 (学校管理部施設課)</p> <p>エアコンが未設置の特別教室の空調整備につきましては、利用状況を踏まえ、中学校から設置に向けた取組を進めています。また、小中学校の体育館のエアコン設置については、各学校での使用状況や国の動向、他市の状況などを注視し、防災の観点も踏まえながら研究を進め、学校施設の良好な環境改善に取り組んでいきます。</p> <p>第 3 7 項 (総務部学務課)</p> <p>延長となっていた就学援助の受付開始時期等の詳細については、学校再開後に児童・生徒を通じて配布するお知らせや堺市ホームページによって周知しています。</p> <p>中学校給食費への就学援助の適用については、全員喫食制の中学校給食の導入と併せて、検討していきます。</p> <p>また、経済的な理由により修学が困難な高等学校 1 年生等を対象に、給付型の堺市奨学金制度を実施し、支援を行っています。</p>			

番 号	陳情第 2 2 号	所管局	健康福祉局
件 名	新型コロナウイルス感染症対策について		
<p>第 2 項 (生活福祉部国民健康保険課)</p> <p>平成 3 0 年度から都道府県が財政運営の責任主体として国保運営の中心的な役割を担うことで財政運営の安定化を図り、制度の持続性を高めることを目的とした国保制度改革が実施されました。これに伴い、大阪府は、改正国民健康保険法に基づく大阪府国民健康保険運営方針を策定し、平成 3 0 年度からの保険料率の統一などを定めました。</p> <p>大阪府国民健康保険運営方針では、平成 3 0 年度から令和 5 年度まで最大 6 年間は、各市町村による激変緩和措置が認められており、本市においては、令和 2 年度の保険料率についても、基金からの繰入れを行うことなどにより、被保険者の負担が急激に増加することのないよう料率を設定しました。</p> <p>なお、一般会計からの法定外繰入については、国民健康保険に加入していない市民に対して、法律に基づかない負担を強いることになるため、保険制度としての持続可能性、負担の公平性の観点から、基本的には不適切なものと考えられており、決算補填や保険料引下げの目的で法定外繰入を実施してきた市町村に対して、国から計画的、段階的な解消が求められているところです。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が大幅に減少した被保険者については、申請により保険料の減免や支払猶予が受けられる場合があります。</p> <p>第 3 項 (生活福祉部国民健康保険課)</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者への保険料減免については、国の通知に基づき、対応します。</p> <p>また、納額通知書に同封する案内チラシに減免制度及び郵送申請について掲載し、周知してまいります。</p> <p>第 4 項 (生活福祉部国民健康保険課)</p> <p>傷病手当金について、本市では、国の通知に基づき、堺市国民健康保険条例を改正し、令和 2 年 4 月 2 4 日から郵送による申請受付を開始しています。また、市のホームページや広報さかいを通じて被保険者へ周知を図っています。</p> <p>第 5 項 (生活福祉部国民健康保険課)</p> <p>本市では、短期証の留め置きは、行っていません。また、新型コロナウイルス感染症に係る帰国者・接触者外来の受診や宿泊療養及び自宅療養期間中の受診においては、厚生労働省通知により、資格証明書を被保険者証とみなして取り扱うこととされています。</p> <p>また、一部負担金の免除の条件と保険料減免の条件とは異なっており、個々の事情により判断することとなります。</p>			

番 号	陳情第22号	所管局	健康福祉局
件 名	新型コロナウイルス感染症対策について		
<p>第6項（生活福祉部国民健康保険課）</p> <p>納付が困難な世帯については、可能な限り保険料の減免や猶予の制度をご活用いただき、ご事情に応じた適正な納付額・納付計画となるよう、対応してまいります。滞納処分の執行については、滞納者の実態把握に努め、個別の実情に基づいて判断を行う等、慎重に対応してまいります。</p>			

番 号	陳情第 2 3 号
件 名	行政にかかる諸問題について
審 査 委 員 会	議会運営委員会
審査日	6月16日
<p>(審査結果)</p> <p>第1項</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大を受け、本市において様々な支援施策を実施しているところではありますが、市内の事業者や市民に対する支援、補償が十分に及んでいない状況を鑑み、本市議会では、本年5月18日本会議において「堺市議会議員の議員報酬の特例に関する条例」を全議員提案のうえ全会一致で可決成立させ、令和2年6月分から11月分まで議員報酬を月額15%削減することとしました。</p> <p>第2項</p> <p>地方自治法に議会運営委員会が法制化されてから、本市議会の議会運営委員会は、平成6年に堺市議会委員会条例において、会派等の所属議員数に応じて委員数を規定し選任しており、会派の所属議員数によって、委員の総数が変動するものとなっていました。</p> <p>令和2年第1回市議会（定例会）において、議会運営委員会の委員の定数を11人と定めるため、議員提出議案第1号「堺市議会委員会条例の一部を改正する条例」が提出され、令和2年3月27日の本会議において、質疑・討論ののち、記名投票による採決の結果、可決されました。</p> <p>なお、議論等の内容については、堺市議会ホームページから会議録を検索してご覧いただくことができますので、よろしくお願いいたします。</p>	

番 号	陳情第 2 3 号
件 名	行政にかかる諸問題について
審 査 委 員 会	議会運営委員会
審査日	6 月 1 6 日
<p>(審査結果)</p> <p>第 3 項</p> <p>本市議会においては、議員の国内各都市への調査視察について、申し合わせにより、常任委員会の視察は原則年 1 回とし、また委員会の視察旅費については、常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会の視察に限り、議会費を充てることができることとなっており、会派視察にかかる旅費に議会費を充てることはできないものとしています。(政務活動費を充当しての調査視察については、会派または議員の判断で実施することになります。)</p> <p>なお、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、本市において様々な支援施策を実施しているところですが、市内の事業者や市民に対する支援、補償が十分に及んでいない状況を鑑み、本市議会では、議会費予算から 5, 0 0 0 万円(議員報酬から約 3, 4 0 0 万円、視察旅費から約 1, 6 0 0 万円)を捻出し、当該予算を新型コロナウイルス感染症対策に充当するよう堺市長に強く要望するため、本年 5 月 1 8 日本会議において「新型コロナウイルス感染症対策の充実強化に関する要望決議」を全議員提案のうえ全会一致で可決しました。このことを受け、市長は令和 2 年第 2 回市議会(定例会)に補正予算案を提出しています。</p> <p>本市議会では、本年度の議会議員の委員会視察については行わないこととしました。</p> <p>第 4 項</p> <p>本市を含む政令指定都市は、公職選挙法により、区の区域をもって選挙区とし、各選挙区の議会議員の定数は、人口に比例して条例で定めることとされています。また、その人口は最近の国勢調査人口によるものとされています。</p> <p>現在の各区における議会議員の定数は、平成 2 7 年の国勢調査人口に基づき、平成 3 0 年 3 月 2 8 日開催の本会議において可決された「堺市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する条例」により定められたものとなっておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p>	

番 号	陳情第23号	所管局	市長公室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第5項（広報戦略部広報課）（健康福祉局健康部保健所感染症対策課）</p> <p>新型コロナウイルス感染症患者の市内での発生状況は、大阪府の公表内容に準じて市ホームページで公表していますが、その発生場所については、風評被害やプライバシー侵害・誹謗中傷の懸念があるため、まん延防止対策において必要な場合を除き、公表しておりません。</p> <p>市内で感染事例が発生した場合は、感染された方の健康管理や行動歴の調査などを速やかに行い、濃厚接触者の健康観察等、まん延防止に取り組んでいます。</p>			

番 号	陳情第23号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第6項、第7項（行政部行政経営課・人事部人事課・労務課）</p> <p>市の行政運営における民間活力の導入については、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、今日の多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応し、経費の削減のみではなく、住民サービスの向上を図ることを目的としており、市としては、これらの効果が見込める場合については、適切に導入を進めています。今後とも、公の責任を果たしつつ、民間でできることは民間に任せ、効果的で効率的な行政運営を推進してまいります。</p> <p>地域手当は、公務員給与に地域の民間賃金水準をよりの確に反映させる目的で、公務員の給与水準を、民間賃金の地域間格差の事情等に応じて調整するために支給される手当です。地域手当の支給割合については、厚生労働省の賃金構造基本統計調査のデータを用いて、地域ごとに算出された民間賃金指数に応じて定められる地域手当の指定基準により堺市は10%とされているため、これに基づき支給しています。</p> <p>時間外勤務については、局区長のリーダーシップのもと、管理職員を始め、組織全体で勤務時間のマネジメントを実施するなど、その縮減に向けて全庁を挙げて取り組んでいます。その結果、時間外勤務手当にかかる人件費は、平成30年度は、28年度比で約3億円削減されています。</p> <p>職員数については、本市を取り巻く社会情勢への対応、事務事業の不断の見直し等により、その状況に応じた適切な人員体制の確保を行っています。</p> <p>また、定年については、地方公務員法により、地方公務員については、国家公務員の定年を基準として条例において定めるものとされており、医師及び歯科医師については65歳、それ以外の職員は60歳と定めています。現在、国において定年延長について検討されており、本市においても、その内容及び動向を確認しつつ、必要に応じ、対応を行ってまいります。</p>			

番 号	陳情第23号	所管局	財政局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第8項（財政部財政課）</p> <p>本市では、事務事業評価や予算編成において決算情報も加味した上で意思決定等を行うことで、PDCAサイクルを効果的に回すよう取組みを行っています。</p> <p>また、特別会計との連結については、公会計の取組みの中で作成する財務書類において、特別会計等と一般会計を連結させた連結財務書類を作成し、特別会計も含めた市全体の財務状況を明らかにしています。</p> <p>中長期的な堺市のあり方については、本市の総合計画や基本計画において示しており、堺市の財政状況については、毎年度公表する決算に関する各種資料等においても見える化を図っています。</p> <p>第9項（契約部契約課）（上下水道局サービス推進部事業サポート課）</p> <p>建設工事の発注に当たっては、競争性の確保を前提として、入札を基本としています。</p> <p>入札の執行に当たっては、市内業者の受注機会を確保する観点から、入札参加条件を市内業者に限定するなど、市内業者への優先発注を実施しています。また、共同企業体方式を活用し、大型工事や特殊工事等における市内業者の入札参加機会の確保を図っています。</p> <p>さらに、元請業者に対して、一部を下請に発注する場合や、原材料・物品を購入する場合は、可能な限り市内業者へ発注するように文書で依頼を行っています。</p> <p>加えて、建設工事においては、総合評価落札方式の評価項目として市内業者への加点を行い、併せて元請業者からの市内業者への下請と資材発注を促進するため、「市内下請の活用」及び「資材の市内調達」の状況に応じた加点を行うなどにより、市内業者の受注機会増加に努めているところです。</p> <p>今後も競争性、公平性及び適正履行の確保に留意しつつ、市内業者の受注機会の確保に努めてまいります。</p>			

番 号	陳情第23号	所管局	危機管理室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第10項（危機管理室危機管理課）（健康福祉局長寿社会部長寿支援課・障害福祉部障害施策推進課）</p> <p>災害時の市民の相談窓口については、大規模な災害が発生した際に市災害対策本部又は区災害対策本部に開設し、相談、問合せ、受付等の業務を行うものとして、堺市地域防災計画で規定しています。</p> <p>今後、発生が危惧されている南海トラフ地震などの大規模災害にも備え、被災者の多様なニーズに応じた支援内容を整備するとともに、引き続き、市民の皆様に寄り添った支援ができるよう備えてまいります。</p> <p>高齢者や障害者をはじめ災害時に自ら避難することが困難であると思われる避難行動要支援者に対しては、対象者にダイレクトメールを送付して登録申請を促し、本人の心身の状況などの情報をまとめて「避難行動要支援者一覧表」を作成しています。また、本人の同意を得たうえで、民生委員児童委員や自治連合会長などの地域の支援者と、この一覧表を共有しています。一覧表の活用については、共有していただいている地域の支援者の間で話し合いをしていただき、地域の実情に応じた対応を見つけていただくようお願いをしております。</p> <p>また、本市では、全ての市民の方が災害のリスクを事前に把握し、発災時の行動や対応を事前に検討しておくことが何よりも重要であることをふまえ、障害のある方をはじめ外国人など災害時に配慮を要する方を広く「要配慮者」と定義し、要配慮者の方々がハザードマップを理解できるよう、その手法について今年度から検討を行ってまいります。</p>			

番 号	陳情第23号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第11項（市民生活部市民人権総務課）（各区役所企画総務課）</p> <p>区民評議会委員の選定にあたって、幅広い区民の声を反映し、区民との協働・参画を推進するため、男女比や年齢層、区域在住・在勤・在学などのバランスにも十分考慮しており、大学生や子育て世代をはじめ、幅広い世代の方々に参画していただいております。</p> <p>今後も、住民参加・区民の行政への参画の仕組みとして、幅広い世代の方々が参画できるよう、年齢層や男女比等について考慮しつつ、検討してまいります。</p> <p>第12項（人権部人権推進課）</p> <p>新型コロナウイルスに感染した方やその家族、医療従事者などに対する誤解や偏見に基づく差別は、決してあってはなりません。</p> <p>本市では、市民の皆様にも、広報紙やホームページを通じて、偏見にとらわれず、思いやりのある行動に努めていただくようお願いするとともに、人権侵害に関する様々な相談を受け付けています。</p> <p>今後も、一人一人の人権が守られるよう、人権への配慮について、啓発活動を行ってまいります。</p>			

番 号	陳情第23号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第13項（長寿社会部長寿支援課・地域包括ケア推進課）</p> <p>本市では、超高齢社会が進行する中で、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けることができるよう、地域で医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を推進するため、平成30年10月に条例を施行し、関連する施策を総合的に展開しています。また、地域包括ケアシステムの中心的役割を担う高齢者の総合相談・支援の拠点として、21の日常生活圏域に各1か所の地域包括支援センターと、各区1か所の基幹型包括支援センターを設置しています。</p> <p>認知症の方への支援については、認知機能や生活機能の低下を本人や家族等の身近な方が簡便に確認できる認知症のチェックリストを作成し、高齢者を始め、幅広く市民に周知することで、医療機関への受診や関係機関への相談を促し、認知症の早期発見・早期支援につなげています。また、認知症の進行度に応じて、どのような医療・介護サービスを受けることができるかを分かりやすく示した「認知症支援のてびき」（堺市版認知症ケアパス）を作成しています。これらも活用しながら、地域包括支援センターなどの総合相談窓口や、認知症疾患医療センター・認知症初期集中支援チームなどの専門支援機関、地域のかかりつけ医、介護事業者など、関係者・関係機関が連携しながら、認知症に対する一体的な支援を提供しています。</p> <p>また、若年性認知症に対しても、堺市社会福祉協議会に配置している認知症地域支援推進員が中心になって、個々のケースに応じた、きめ細かな支援を行っています。</p> <p>高齢者の権利擁護についても、地域包括支援センターが相談窓口となり、成年後見制度の活用等を通じてさまざまな支援を行っています。今後も、引き続き成年後見制度についての周知を進めてまいります。</p> <p>第14項（長寿社会部地域包括ケア推進課・介護保険課）</p> <p>ひとり暮らしの高齢者が地域の中で孤立することなく安心して生活できるよう、堺市内の事業所に協力していただき、日常業務の範囲内で高齢者への見守りや声かけを行うとともに、安否に異変を感じた時には、地域包括支援センターなどの関係機関に連絡していただく、堺市高齢者見守りネットワーク事業を実施しています。</p> <p>このほか、認知症の方への支援として、認知機能や生活機能の低下を本人や家族等の身近な方が簡便に確認できる認知症のチェックリストを作成し、高齢者を始め、幅広く市民に周知することで、医療機関への受診や関係機関への相談を促し、認知症の早期発見・早期支援につなげています。また、認知症の進行度に応じて、どのような医療・介護サービスを受けることができるかを分かりやすく示した「認知症支援のてびき」（堺市版認知症ケアパス）を作成しています。</p> <p>介護支援については、介護保険制度を適切に運営しているほか、要支援の方などを対象とする総合事業では、従来と同様の基準の訪問型サービスに加え、多様な主体による生活援助サービスを実施しています。</p>			

番 号	陳情第23号	所管局	環境局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第15項（環境事業部環境業務課）</p> <p>本市では、資源とごみの分別方法及び出し方を記載した、「資源とごみの出し方便利帳」を平成21年10月の分別拡大時に、市内の全世帯に配布し、転入者については、各区役所の市民課窓口にて、その都度、配布をしております。また、ご希望される市民の方には、環境業務課や市政情報センター、各区役所の市政情報コーナーで配布しております。</p> <p>市のホームページにおいても分別方法を掲載するとともに、収集日を確認できる「収集日カレンダー」や品目名から分別方法がわかる「ごみの分別辞典」などの機能がついた、スマートフォン及びタブレット向けのごみ分別アプリ「さんあ〜る」を、平成28年8月より配信しています。</p> <p>既存の周知方法以外にも、今後はSNS等を活用するなど、市民のみなさまへ、分かりやすい分別方法の周知に努めてまいります。</p>			

番 号	陳情第23号	所管局	産業振興局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第16項（商工労働部雇用推進課）</p> <p>本市では、平成28年度から「大阪働き方改革推進会議」に参画し、働き方改革の実行にあたり、各構成団体と情報共有や意見交換を行い、必要な取組を連携して実施しております。</p> <p>労働条件が確保され安全に働くことができる職場の実現や、安心して働き続けられる職場環境の整備に関しては、事業主等を対象とした啓発セミナーや、働く人や事業主等からの雇用・労働に関する相談などを実施しております。</p> <p>誰もが活躍できる良質な雇用機会の確保に関しては、若年者や女性の雇用については、「さかいJOBステーション」の「企業人材マッチングプラザ」を通じて、求人企業情報の提供や、求人企業と求職者との交流イベント、市内産業や市内事業所の魅力発信、合同企業説明会の開催、職場定着支援などを行っております。障害者の雇用については、障害者のための就職面接会の開催や、「堺市障害者雇用貢献企業認定制度」を設けて、奨励金の交付など障害者雇用に取り組む市内中小企業等の支援に取り組んでおります。</p> <p>また、多様な人材が活躍できる職場環境の整備を進める市内中小企業等を認定し、その取組を広く発信することで、認定企業のイメージアップや人材の確保・定着を図り、市内中小企業等における働き方改革の取組を支援しております。</p> <p>今後も、メールマガジンや啓発冊子による労働関係各種法令の周知や情報提供を行うとともに、若年者や女性、障害者等誰もが働きやすい職場環境の整備と、就職に向けた支援が必要な人の就労・自立に繋がるよう、ハローワーク堺、堺労働基準監督署等関係機関をはじめ、庁内関係課と連携し、各種就労支援施策に積極的に取り組み、働き方改革の推進に向けて取り組んでまいります。</p> <p>第17項（商工労働部産業政策課）</p> <p>小規模な住宅改修工事に対する補助制度、いわゆる住宅リフォーム助成制度について、一定の意義はあると考えておりますが、特定業種支援についての公平性や個人財産への公的資金の導入の妥当性などの課題があると認識しております。</p>			

番 号	陳情第23号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第18項（都市計画部都市計画課・交通部公共交通課）（文化観光局観光部観光推進課）（健康福祉局健康部健康医療推進課）（建設局自転車まちづくり部自転車環境整備課）</p> <p>本市においては、現在、今後の人口減少社会においても持続可能な都市づくりに向けて、堺市都市計画マスタープランの改定を進めているところです。</p> <p>その中で、各拠点への都市機能の集約を進めることにより、日常生活や子育ての利便性を高めるとともに、都市の不燃化など、安全性の高い都市空間の形成と、自助・共助・公助の役割分担と相互連携により、災害に強い都市づくりを進めていきます。</p> <p>大小路線を東西に走る堺シャトルバスについて、当該路線を運行している南海バス株式会社にお伝えしたところ、「乗合バスの運賃制度には、乗車距離に応じ運賃を定める「対キロ区間制」、一定の距離ごとに運賃区界を定める「特殊区間制」等があり、エリア等でそれぞれ国の認可を受けています。「特殊区間制」では、指定された区間内であれば一定の運賃であるため、旅客にはわかりやすく、一定以上は運賃が上がらないという利点から旧堺市内エリアでは、主に堺駅前と堺東駅前を中心とした特殊区間制を採用し、一定の距離ごとに半区（220円）・1区（240円）・2区（260円）と運賃区界を設定しています。堺シャトルバスの運行区間である堺駅前～堺東駅前間は半区（一律220円）となっています。」との回答がありました。</p> <p>本市としましては、今後とも事業者と連携して公共交通の利用促進や利便性向上に努めていきます。</p> <p>自転車道の整備について、自転車レーンは、年次ごとに計画的に整備を進めております。</p> <p>自転車について、さかいコミュニティサイクルは、自動車利用中心から自転車利用への変換による環境負荷の低減を目的に、市内交通ネットワークの形成として運営しており、受益者負担の考えから有料としています。</p> <p>また、公益社団法人堺観光コンベンション協会が運営する観光レンタサイクル及びもずふるレンタサイクルは、観光来訪者に向けたものであり、一定の受益者負担が必要と考えられることから、有料としています。</p> <p>健康で暮らせるまちについて、令和5年に、泉ヶ丘駅前地域に近畿大学病院が開設される予定です。同病院による高度先進医療の提供等により地域の医療機能の向上が期待されます。</p> <p>本市においては、同病院とも連携しながら、市民が健康で暮らせるまちの実現に向けて取り組んでいきます。</p>			

番 号	陳情第23号	所管局	建設局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第19項（ニュータウン地域再生室・公園緑地部公園緑地整備課・泉ヶ丘公園事務所）</p> <p>田園公園と三原公園の公園区域一部廃止に関しては、都市公園法第16条の規定に基づき、その廃止される公園に代わり、泉ヶ丘公園を新たに整備することとしています。</p> <p>泉ヶ丘公園を整備する区域周辺は、泉ヶ丘駅前地域活性化ビジョンにおいて、「子どもコア」に位置付けられており、泉ヶ丘公園の整備は、同ビジョンの将来像に基づき、子どもが創造的に学び、遊ぶことや、樹林地やため池などの自然や地形を活かした様々な体験ができることなどを方針とし、大蓮公園やビッグバン等との連携によるコンテンツの充実、地域動線の整備、駅前地域全体の活性化への貢献などに寄与する都市公園として整備を進めていきます。</p> <p>残る田園公園及び三原公園については、グラウンドや広場機能など必要な機能を最大限確保するとともに、利活用できる緑空間を創出する等、公園全体で利便性の向上や機能向上を図り、地域の方々に親しんで頂ける公園として、再整備していきます。</p> <p>また、三原台校区では、身近な公園である三原第1～9公園、三原きりん公園及び三原しろくま公園について、各公園の状況に応じ、地域の意向を把握の上、遊具の充実や公園施設の更新・改良を行っていきます。加えて、新岸池を活用した緑空間の創出など、できる限り緑の確保を行った上で、地域の方々が安全・安心に、健康増進にも利用できる緑の空間として再整備することで、三原台校区全体で公園の機能や質の向上を図っていきます。</p>			

番 号	陳情第23号	所管局	上下水道局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第20項（経営企画室）</p> <p>水道法第6条第2項は、水道事業は原則として市町村を経営主体とすることを規定しています。これは、水道事業が膨大な資金と技術力を必要とし、かつ、継続的、安定的な経営が必要であることから、利潤を追求する私企業の経営によるよりは、公共団体である市町村により経営されることが適切と考えられるためです。</p> <p>その一方で、人口減少に伴う水需要の減少など、水道事業を取り巻く環境が厳しさを増す中、将来にわたり安定的に事業を運営していくためには、民間企業の技術力や高い効率性を活かすことが重要であると考えています。</p> <p>このようなことから、本市では、民間企業の高い効率性が期待できる検針・料金徴収業務などについて業務委託を導入し、安定した事業運営に努めています。</p> <p>民間企業に委託した業務であっても、本市の責任で運営されていることに変わりはなく、委託業者による業務履行を適正に管理しています。</p> <p>今後も、水道事業の公益性・公共性を確保した上で、民間企業との公民連携を進め、事業運営のより一層の健全化や効率化を図り、安全安心な水を安定的に供給していきます。</p>			

番 号	陳情第23号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第21項（学校管理部保健給食課・学校給食改革室）</p> <p>教育委員会では、全員喫食制の中学校給食の実施に向け、令和元年11月から「堺市中学校給食実施方法等調査（基礎調査）」の実施や「堺市中学校給食検討懇話会」を設置し、全員喫食制の中学校給食導入についての意見を聴取しながら、検討を進めています。</p> <p>令和2年6月に、「堺市中学校給食改革実施方針案」を示し、パブリックコメントを行います。</p> <p>今後も、全員喫食制の中学校給食の実施に向け、必要な調査・検討等を行いながら、できるだけ早期に全校で実施できるように検討していきます。</p> <p>また、給食費の改定については、食材価格の高騰や国が示す「学校給食摂取基準」の改正などによるものです。給食費は、学校給食法に基づき、食材料費として保護者の方々からご負担いただいております。引き続き、子どもたちに必要な栄養価を充足するとともに、安全・安心で栄養バランスのよい給食の提供に努めます。</p>			

番 号	陳情第24号	所管局	危機管理室
件 名	障害者施策等の充実について		
<p>第1項、第2項、第4項（危機管理室防災課）（健康福祉局長寿社会部長寿支援課・障害福祉部障害施策推進課）</p> <p>視覚障害者の方が災害時における行政からの避難の呼びかけ等を把握する方法として、テレビやラジオ、広報車、防災スピーカーなど多様な手段を活用してお知らせしています。また防災スピーカーで放送した避難の呼びかけを電話で聞き直すことができる「防災放送聞きなおしサービス（0180-99-7333）、大和川の水位を電話で知ることができる「大和川水系自動応答テレメータ（0729-71-3561）」、災害時の安否を電話で登録する「災害用伝言ダイヤル（171）」などがあります。</p> <p>また、視覚障害者をはじめ災害時に自ら避難することが困難であると思われる避難行動要支援者に対しては、対象者にダイレクトメールを送付して登録申請を促し、本人の心身の状況などの情報をまとめて「避難行動要支援者一覧表」を作成しています。また、本人の同意を得たうえで、民生委員児童委員や自治連合会長などの地域の支援者と、この一覧表を共有しています。一覧表の活用については、共有していただいている地域の支援者の間で話し合いをしていただき、地域の実情に応じた対応を見つけていただくようお願いをしております。</p> <p>なお、本市では、全ての市民の方が災害のリスクを事前に把握し、発災時の行動や対応を事前に検討しておくことが何よりも重要であることをふまえ、障害のある方をはじめ外国人など災害時に配慮を要する方を広く「要配慮者」と定義し、要配慮者の方々がハザードマップを理解できるよう、その手法について今年度から検討を行ってまいります。</p> <p>第3項（危機管理室防災課）（教育委員会事務局学校管理部施設課）</p> <p>指定避難所のうち小中学校においては、学校トイレの環境改善整備事業として、すべての人が使用できる多目的トイレの整備も行っており、防災の観点も踏まえながら、校舎の新築や改築の際には、大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、誘導ブロックの設置等視覚障害者の方にも配慮した整備や「誰でもトイレ」の設置を進めています。</p> <p>また、災害発生時のみ使用するマンホールトイレを市内の小中学校に設置していますが、このトイレも5基のうち1基は区画を大きく設定しており、車いすの方でも利用しやすい設計を行っています。</p>			

番 号	陳情第25号	所管局	危機管理室
件 名	障害者施策等の充実について		
<p>第1項（危機管理室防災課）（健康福祉局長寿社会部長寿支援課）</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策中における災害時の避難所については、避難スペースの確保に加え、感染症対策に関する資器材の配備など多くの課題があります。</p> <p>本市では、小中学校などの指定避難所に加え、災害状況や避難者数に応じて図書館や文化ホールなどの公共施設を二次的避難所として順次開設するなどの対応を行ってまいります。</p> <p>また、これらのうち一次的に開設する小中学校などの指定避難所には、マスクや消毒液など衛生用品の備蓄を拡充するほか、段ボールベットやパーテーションを配備し、避難者間の感染防止を進めるとともに、二次的避難所には、市の備蓄倉庫に配備し、必要に応じ対応する予定です。</p> <p>さらに、福祉避難所についても、上記の二次的避難所同様に、避難者の状況によって順次開設を行うため、本物資を配置できるよう具体的対応を検討していきます。</p>			

番 号	陳情第25号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
<p>第2項（障害福祉部障害施策推進課）（子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課）</p> <p>本市では、新型コロナウイルス感染症に関する様々な相談窓口のほか、障害のある方の相談窓口として区役所の地域福祉課や保健センター、障害者基幹相談支援センターがあり、どこへ相談されても適切な支援につながるよう関係機関で連携して対応しています。</p> <p>また、療育に関する相談については、障害児等療育支援事業（あい・すてーしょん）もご利用いただくことができます。</p>			
<p>第3項（障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課・健康部保健所保健医療課）（子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課）</p> <p>本市では、家庭において医療的ケアを必要とする方のうち、特に呼吸器に係るケアが必要となる、日常的に人工呼吸器を使用している又は気管切開を行っている方を対象に手指消毒用エタノールとマスクを自宅に配送したところです。</p> <p>また、家庭でのエタノールが不足する場合に備え、医療的ケアの必要な方を含む重度障害児者が通所する事業所にエタノールを配布しています。</p>			
<p>第4項（障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課・健康部保健所感染症対策課）</p> <p>本市では、国や大阪府の動向等も踏まえ、新型コロナウイルス感染症に関する様々な情報について、ホームページや広報等で発信を行っています。</p> <p>また、障害者福祉サービス等事業所における新型コロナウイルス感染症への対応等についても、専門家の意見を踏まえた国等の関係通知やマニュアル等をホームページに掲載しています。</p> <p>今後も、国や大阪府からの通知等について、発出後速やかにホームページに掲載するなど、事業所において適切な対応ができるよう継続して情報提供を行ってまいります。</p>			
<p>第5項（障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課）</p> <p>本市では、国庫補助金を活用し障害福祉サービス事業所がマスクやエタノール等の衛生用品を購入する経費に対して補助を行うとともに、本市が購入した手指消毒用エタノールを配布し事業所における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の取組を支援しています。</p>			
<p>第6項（健康部保健所感染症対策課）</p> <p>ご本人が感染していることが判明した場合、保健所の保健師が症状などの状況をお伺いしたうえで、指定医療機関や看護師等が常駐するホテルなどで療養していただきます。その際に不安なことがありましたら、気軽にご相談ください。</p>			

番 号	陳情第 2 5 号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
<p>第 7 項、第 9 項（障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課）</p> <p>本市では、障害のある方の在宅介護等を行っている介護者が新型コロナウイルス感染症に感染し、継続して介護等を行うことが困難になった世帯に対して、濃厚接触者となった障害のある方が引き続き在宅で安心して必要な障害福祉サービスを受けることができるよう「新型コロナウイルス感染症在宅ケア継続支援事業」を創設しました。</p> <p>この事業では、基本事業として障害のある方が引き続き在宅で過ごすことができるよう、訪問サービス事業者等に対して専門家による感染防止に係る指導や防護服などの物資の支援、事業者に対する協力金の給付を行います。</p> <p>また、在宅での支援が困難な場合には、基本事業に加えて宿泊施設等を借り上げ、介護等を継続できるよう支援を行うこととしています。</p> <p>第 8 項（健康部保健所感染症対策課）</p> <p>濃厚接触者に対しては、保健所が毎日の健康観察を行う中で、必要に応じて速やかに「帰国者・接触者外来」につなげています。</p> <p>また、PCR検査を始めとした検査方法については、国において様々な方法が検討されています。今後も本市の検査体制の充実を図るとともに、国の動向を注視し、必要な方に安心して検査を受けていただけるよう取り組みを進めてまいります。</p> <p>第 1 0 項（障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課）</p> <p>新型コロナウイルス感染症に係る人員基準等の臨時的な取扱いについては、国の通知文に基づき、感染拡大防止に最大限配慮したサービス提供が行えるよう、柔軟な取扱いを行っています。</p> <p>今後も、障害福祉サービスの継続的な提供を行うため、国の通知を踏まえながら運用を行ってまいります。</p> <p>事業者の皆様が安定的にサービスを提供するために必要な衛生用品については、国庫補助金等を活用しながら、可能な限り対応してまいります。</p>			

番 号	陳情第25号	所管局	子ども青少年局
件 名	障害者施策等の充実について		
<p>第11項（子ども青少年育成部子ども家庭課） 大阪府において、長引く臨時休業中の家庭学習支援として、府内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、支援学校等に通う園児・児童・生徒に図書カードが配布されました。 今回のご意見については、図書カード配布事業を実施している大阪府の所管部局に伝えます。</p> <p>第12項（子ども青少年育成部子ども家庭課） もず診療所とつぼみ診療所では、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言下においても、感染予防に留意したうえで診療・リハビリテーションを行っております。 また、療育相談については、障害児療育支援事業（あい・すてーしょん）において訪問や外来での療育指導や助言を通常どおり実施しています。</p> <p>第13項（子ども青少年育成部子ども家庭課） 児童発達支援センターをはじめ障害児通所支援事業所については、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言下においても、休業要請対象外であるため、感染防止対策を講じ、開所していただいていたところです。今後とも各事業所において、感染予防に留意しながら障害児支援に取り組んでいけるよう支援していきます。</p> <p>第14項（子育て支援部幼保運営課）（教育委員会学校教育部支援教育課） 認定こども園等における感染防止について、厚生労働省の通知等をもとに適切に対応しておりますが、障害を持つ園児については、個々の障害の状態に応じて対応していきます。 また、障害のある子どもの指導について詳しい専門家からは、感染症対策に関して、正しい手洗い・消毒の仕方を教職員が実際に児童生徒等に見本を見せながら指導することが大事であることや、マスクの着用、大声を出さないようにする等の感染症対策を習慣にしていくような指導を行うこと、3密を避けるための方策を工夫すること等、様々なアドバイスをいただいています。これらのアドバイスを踏まえ、学校園に対して感染症対策の指導方法に関する助言を行います。</p> <p>第15項（子ども青少年育成部子ども家庭課） 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う学校休業により、長時間の支援を行っている放課後等デイサービス事業所につきましては、人員基準等の柔軟な取り扱いを可能としており、給付費についても延長支援加算により対応をいただいているところです。 また、新型コロナウイルス感染拡大に伴う利用自粛により、利用者が減少し給付費収入が減少した堺市内で児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業を実施する法人に対しては、事業継続のための支援金制度を創設いたしました。</p>			

番 号	陳情第26号	所管局	健康福祉局
件 名	子育て支援施策等について		
<p>第1項（長寿社会部介護事業者課・健康部健康医療推進課・斎場）（子ども青少年局子育て支援部幼保推進課・幼保運営課）</p> <p>認定こども園・保育所等の各施設には、厚生労働省の「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき、飛沫感染対策、咳エチケット、接触感染対策、消毒方法など具体的な対策をお示しするとともに、本市において「児童や職員に発熱等の症状がみられる場合の対応方法」を作成して送付するなど、感染拡大防止に取り組んでいます。</p> <p>また、市の災害用備蓄マスクの配布、国の補助金・制度を活用した衛生用品や消毒に要する経費補助や手指消毒用エタノールの優先供給などを実施してきました。</p> <p>本市では、保育士へ「危険手当」を直接支給する方法ではなく、施設における感染防止対策を強化して、安全性を向上させていくことにより、保育士の業務従事への支援を行っていきたいと考えています。</p> <p>その他、医療従事者に対しては、大阪府が、重症・中等症等患者が入院する医療機関で、新型コロナウイルス感染症の入院患者の治療等に直接携わる医療従事者への特殊勤務手当の支給に対し、補助を行っています。</p> <p>高齢者の介護現場においては、感染拡大防止の観点から、柔軟な人員基準及び介護報酬の臨時的な取扱いを行っています。衛生・防護用品については、国・大阪府と連携のもと、各事業所へマスクを配布し、また、消毒液を順次配布しています。</p> <p>堺市立斎場においては、新型コロナウイルスに感染したご遺体は、国・大阪府からの通知等により、病院で非透過性の納体袋に収容、その表面を消毒し、その状態のまま棺に納め、斎場まで搬送され火葬を行うことになっており、感染リスクは低い状況となっています。</p> <p>なお、感染拡大の予防のため、感染のあったご遺体の火葬の際は、従事者はマスクやプラスチック製手袋の使用、火葬後に使用した部屋や台車の消毒を実施しています。</p> <p>本市としましては、今後も感染リスクがある中で医療や介護に従事されている方のために必要な対策を講じてまいります。</p>			

番 号	陳情第26号	所管局	子ども青少年局
件 名	子育て支援施策等について		
<p>第2項（子育て支援部幼保推進課・幼保運営課）</p> <p>万が一、認定こども園や保育所等の子どもや職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合には、感染拡大を防止することが重要であり、厚生労働省の「保育所における感染症対策ガイドライン」等に即して嘱託医等へ相談し、関係機関へ報告するとともに、臨時休園等について速やかに判断することとなります。</p> <p>なお、当該施設を感染拡大防止の観点から臨時休園と判断した場合は、保健所等との協議を行ったうえで、対応を検討いたします。</p> <p>第3項（子育て支援部幼保推進課・幼保運営課）</p> <p>市では、災害用備蓄マスクの配布、国の補助金・制度を活用した衛生用品や消毒に要する経費補助や手指消毒用エタノールの優先供給などを実施してきました。</p> <p>なお、手指消毒用エタノールやマスクなどの衛生用品については、市町村単位ではなく全国的な供給不足となっている状況を踏まえ、国による優先供給等の制度を活用すべきであると考えており、今後も引き続き、情報収集に努めていきます。</p> <p>第4項（子ども青少年育成部子ども企画課）</p> <p>本市では、新型コロナウイルス感染症に関連した子育て支援として、外出自粛の長期化に伴う子どもや保護者への相談対応や、児童福祉施設等の感染防止対策への支援など、様々な取組を実施しているところです。</p> <p>今後も、限られた財源の中、市民や事業者からお寄せいただく様々なご意見を踏まえ、国・大阪府や他市の動向も参考にしながら、必要な子育て支援施策を実施していきます。</p>			

番 号	陳情第27号	所管局	教育委員会事務局
件 名	公立幼稚園について		
<p>第1項（学校管理部教育環境整備推進室）</p> <p>今回の幼児教育基本方針改定案では、平成19年に策定した基本方針で「条件の整ったところから順次廃止する」と定めた公立幼稚園を、本市全体の幼児教育の質の向上に向けた先導的な役割や、配慮を必要とする幼児の受入れなどセーフティネットとしての役割を担うため、一部の公立幼稚園を存置し、研究実践園とするとしています。</p> <p>これまでの園児数や、将来の1号認定区分（満3歳以上で小学校就学前の保育を必要としない子ども）の量の見込みから、その園児数の受入れに対応し、かつ持続的に、適正な集団規模を確保していくために、研究実践園として選定する園数は4園とすることが適切であると判断しています。また、研究実践園4園では3年保育と預かり保育を実施するとしています。</p> <p>研究実践園4園の選定については、現存する園の中から市域において4園を偏りなく配置することや、子どもたちにとって望ましい集団規模で研究実践園としての役割を果たすため、過去5年間の平均園児数が多い園を選定しました。</p> <p>第2項（学校管理部教育環境整備推進室）</p> <p>施設の整備については、まずは、令和3年度より予定している、3年保育と預かり保育の実施に伴う整備を予定しています。給食の実施については、今後の課題としてとらえています。</p>			

番 号	陳情第28号	所管局	子ども青少年局
件 名	放課後施策について		
<p>第1項（子ども青少年育成部子ども育成課）</p> <p>本市では、児童館は設置しておりませんが、児童館の有する機能を果たし得る多様な施策を展開しており、児童の健全育成に努めております。</p> <p>具体的には、子どもと保護者がゆったりと過ごし、親子が交流したり遊んだりすることができるキッズサポートセンターさかいをはじめ、子育てにかかる不安や悩みを軽減することを目的に、就学前児童とその保護者が気軽に集えるみんなの子育てひろばを市内36カ所で開設しています。また、青少年センターや青少年の家では青少年に学習、体育、レクリエーション活動などの場を提供しています。</p>			

番 号	陳情第28号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
<p>第2項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 感染症対策としてのマスクについては、市備蓄分及び民間企業からの寄付分を放課後児童対策事業に従事する指導員用として、これまでに7千枚以上を配布しています。また、消毒用のアルコールについても国からの優先購入枠を利用して購入を行い、各ルームへの配布を行いました。マスク等の確保については今後の情勢を見ながら対応していきます。</p> <p>第3項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 現在、各ルームにおいては、パソコン等の通信環境が整備されていないため、日頃の通信手段は電話やFAXを中心としたものになっています。放課後児童対策事業の緊急時の連絡体制についてはICT化も含め、引き続き研究していきます。</p> <p>第4項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 活動場所の確保に向けては、専用教室の設置や、学校の協力のもと、放課後に活動できる共用教室等の確保に努めています。 また、指導単位ごとの運営については、「堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、支援の単位ごとに2人の指導員を配置し、安全安心な活動が確保できるよう対応しています。 今後、のびのびルーム等放課後児童対策事業に当たっては、事業を学校内で行っていることを鑑み、感染症対策について、学校に準じて取組を行っていきます。</p> <p>第5項（地域教育支援部放課後子ども支援課） カーペットについては、劣化の程度により案件ごとに対応しています。また、本市職員によるルーム巡回時の現場確認等も行い、計画的な環境整備に努めます。</p> <p>第6項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 定員を設定するための利用率については、可能な限り利用を希望する児童の受入れを行うため、定員設定の際、国の基準に従い、登録時に調査した週の利用希望日数をもとに算出する方法を用いています。 なお、指導員の配置については、定員40人に対し2人を配置しています。</p>			

番 号	陳情第28号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
<p>第7項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>学校臨時休業期間中の放課後児童対策事業について、保護者の皆様には感染拡大防止のため利用自粛にご協力をいただいております、そのような中であっても、指導員の方々には、感染リスクがある中で、学校に準じて感染症対策を徹底しながら業務に従事していただいていると理解しています。</p> <p>指導員の処遇改善については、課題であると認識しており、個々のスキルアップやモチベーション向上につながるよう今後も予算の確保に努めていきます。</p> <p>第8項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>指導員の研修については、平成27年度から大阪府が「放課後児童支援員認定資格研修」を行っており、本市としても計画的な受講を勧めています。</p> <p>また、指導員の資質向上を図るため、業務仕様書において服務規律、児童との接し方や遊び、障害児への理解と対応、家庭・地域・学校との連携、安全衛生管理、児童の人権擁護、AEDの使用やアレルギーの救急救命等の研修を各事業者を実施するように求めています。</p> <p>指導員のさらなるスキル向上を図るための研修方法につきましては、引き続き研究していきます。</p> <p>第9項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>活動場所の確保に向けては、専用教室のほか、学校の協力のもと、放課後に活動できる共用教室等の確保に努めていきます。</p> <p>また、委託に係る費用については、人件費や物件費等、社会情勢などを勘案しながら事業運営に必要な経費の確保に努めています。</p> <p>第10項（1）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>放課後児童対策事業の運営は「堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき市の事業として実施しており、必要な配置人数やその役割、安全管理の手引き等を仕様書で定めています。</p> <p>公募型プロポーザル方式で運営事業者を選定することにより、業務の実施体制、実施手法、技術提案等を記載した企画提案を提出させ、価格以外の要素である企画提案も評価対象とし、これら全体を評価してよりすぐれた運営事業者を選定することが、児童にとってより良い事業運営の実施に寄与できるものと考えています。</p> <p>なお、運営事業者の変更があった場合にはスムーズな引継ぎが行えるよう、指導員の継続雇用等について新事業者へ配慮を依頼しています。</p>			

番 号	陳情第28号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
<p>第10項(2)(地域教育支援部放課後子ども支援課) すぐれた運営事業者を選定するため、教育、保育や障害児教育に専門性等をもつ委員により、堺市プロポーザル方式による委託業務事業者選定委員会において、提案事業者の提案書等を審議し、選定しています。</p> <p>第10項(3)(地域教育支援部放課後子ども支援課) プロポーザル参加資格については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4及び堺市契約規則(昭和50年規則第27条)第3条の規定等に該当しないことに加え、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱(平成11年制定)に基づく入札参加停止等を受けていないこと等を条件としていますので、当該規定に該当する場合は除外します。</p> <p>第10項(4)(地域教育支援部放課後子ども支援課) 運営事業者変更に関する説明会については、より多くの方が参加できるよう同一日に時間帯を変え3、4回ずつ開催しました。 西区のびのびルーム分は西区役所地下1階会議室において令和2年1月25日(土)に開催し、午前11時からの開催分に26名、午後1時からの開催分に18名、午後2時30分からの開催分に18名の保護者等が参加しました。 また、中区のびのびルーム分は中区役所地下1階会議室において令和2年2月1日(土)に開催し、午前11時からの開催分に12名、午後1時からの開催分に9名、午後2時30分からの開催分に1名、午後4時からの開催分に11名が参加しました。 合計7回開催し、総参加者数は95名でした。</p> <p>第10項(5)(地域教育支援部放課後子ども支援課) 各運営事業者に対する評価として、現在、保護者が回答したアンケート結果を公開していますが、運営事業者の自己評価については、放課後児童クラブ運営指針の趣旨を踏まえながら、その活用方法や公開方法について研究していきます。</p> <p>第11項(地域教育支援部放課後子ども支援課) 放課後児童対策事業の委託契約においては、受注者からの決算報告は求めています。履行状態が適正ではないと判断する場合には、開設日の開設時間帯にのびのびルーム等を開設することができなかった時間帯がある等の不履行があった場合と考えています。</p>			

番 号	陳情第28号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
<p>第12項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>複数の放課後児童対策事業があることについては課題であり、事業を統一していく必要があると認識しています。</p> <p>現在、事業の統一に向けて、放課後ルームにおいては利用者数の推移状況や使用できる教室等を勘案しながら順次のびのびルームに移行しています。</p>			

番 号	陳情第29号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
<p>第1項(1)(地域教育支援部放課後子ども支援課) 感染症対策としてのマスクについては、市備蓄分及び民間企業からの寄付分を放課後児童対策事業に従事する指導員用として、これまでに7千枚以上を配布しています。また、消毒用のアルコールについても国からの優先購入枠を利用して購入を行い、各ルームへの配布を行いました。マスク等の確保については今後の情勢を見ながら対応していきます。</p> <p>第1項(2)(地域教育支援部放課後子ども支援課) 今後、学校再開にあたっては、のびのびルーム等放課後児童対策事業を学校内で行っていることに鑑み、感染症対策については学校に準じて取組を行っていきます。</p> <p>第1項(3)(地域教育支援部放課後子ども支援課) 学校臨時休業期間中の放課後児童対策事業について、保護者の皆様には感染拡大防止のため利用自粛にご協力をいただいております。そのような中であっても、指導員の方々には、感染リスクがある中で、学校に準じて感染症対策を徹底しながら業務に従事していただいていると理解しています。 指導員の処遇改善については、課題であると認識しており、個々のスキルアップやモチベーション向上につながるよう今後も予算の確保に努めていきます。</p> <p>第1項(4)(5)(地域教育支援部放課後子ども支援課) 学校臨時休業及び児童受入れに関することについては、児童が登校していない中、市ホームページや各学校のホームページ等でお知らせを行ってまいりましたが、全員への正確な周知を行うという面で課題があったと考えています。 現在、各ルームにおいては、パソコン等の通信環境が整備されていないため、日頃の通信手段は電話やFAXを中心としたものになっています。放課後児童対策事業の緊急時の連絡体制についてはICT化も含め、引き続き研究していきます。</p> <p>第1項(6)(地域教育支援部放課後子ども支援課) 百舌鳥小学校の放課後ルームにおいても、引き続きルーム運営が円滑にできるよう、本市職員立ち合いのもと運営事業者間の引継ぎを行い、児童受入れ等に係る運営内容の確認を行っています。 事業者の変更があった場合には、円滑なルーム運営ができるよう、丁寧な引継ぎを行ってまいります。</p>			

番 号	陳情第29号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
<p>第2項(1)(地域教育支援部放課後子ども支援課)</p> <p>令和2年度の当初利用申込の利用登録者数は百舌鳥小学校のびのびルームが195人、百舌鳥小学校放課後ルームが80人、のびのびルームの利用率を基にした定員は228人、放課後ルームの定員は86人です。利用率はのびのびルームが88.0%ですが、放課後ルームは利用率を算出していません。</p> <p>また、直近である令和2年5月1日時点の利用登録者数はのびのびルームが200人、放課後ルームが71人です。</p> <p>第2項(2)(地域教育支援部放課後子ども支援課)</p> <p>令和2年度の百舌鳥小学校の使用教室は、のびのびルームが専用2教室、生活科ルーム、3年少人数教室、5年少人数教室の計5教室、放課後ルームが図書室となっています。</p> <p>第3項(1)(地域教育支援部放課後子ども支援課)</p> <p>令和2年度における4月、5月の百舌鳥小学校のびのびルームにおける指導員の基本配置数は10人であり、配慮を要する児童への対応等のための追加配置数は7人となっています。</p> <p>第3項(2)(地域教育支援部放課後子ども支援課)</p> <p>指導員の確保については、本事業の業務仕様書及び企画提案に基づき、運営事業者が必要な人員を確保することとなっていますが、本市としましてもホームページや広報において、運営事業者の指導員等の募集の記事等を掲載し、また、本市教員採用試験会場において、受験者の方に指導員募集のチラシ配布等を行いました。</p> <p>加えて、令和3年度採用の堺市立学校教員採用選考試験において、放課後児童対策等事業指導員の経験による加点が新設されました。</p> <p>引き続き、指導員確保のため、様々な対策を検討します。</p> <p>第4項(地域教育支援部放課後子ども支援課)</p> <p>百舌鳥小学校放課後ルームののびのびルームへの統合については、活動場所の確保や統合開始年度等について、学校と十分に協議を行っていきます。</p>			

番 号	陳情第30号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
<p>第1項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>放課後児童対策事業の運営は「堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき市の事業として実施しており、最低限必要な配置人数やその役割、安全管理の手引き等を仕様書で定めています。</p> <p>また、公募型プロポーザル方式による運営事業者の選定においては、価格のみでなく、これまでの実績、管理運営体制、人員確保や育成方策、運営プログラム等、総合的な運営内容を審査してよりすぐれた事業者の決定を行っています。</p> <p>委託契約においては、単年度での契約が原則となっていますが、本事業の委託契約は、事業者の指導員の確保や子どもたちへの影響を考慮し、現在3年間としています。</p> <p>なお、本市では、運営状況を把握するため、平成29年度より利用者アンケートを実施し、令和元年8月実施の利用者アンケートにおいては、利用保護者によるルームの利用に関する評価が「満足」及び「おおむね満足」の回答があわせて9割を超える結果となっており、事業運営については円滑に運営できているものと判断しています。</p> <p>引き続き、利用保護者の意見を聞きながら事業の改善に努めていきます。</p> <p>第2項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>指導員の配置については、堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、支援の単位ごとに2人以上としており、国では参酌基準として各地方自治体で緩和し1人とすることも可としています。本市では2人としています。</p> <p>なお、利用率については、可能な限り待機児童を無くすため、定員設定の際、国の基準に従い、登録時に調査した週の利用希望日数をもとに算出する方法を用いています。</p> <p>第3項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>感染症対策として、マスクについては、市備蓄分及び民間企業からの寄付分を放課後児童対策事業に従事する指導員用として、これまでに7千枚以上を配布しています。また、消毒用のアルコールについても国からの優先購入枠を利用して購入を行い、各ルームへの配布を行いました。マスク等の確保については今後の情勢を見ながら対応していきます。</p> <p>指導員の処遇改善については、課題であると認識しており、今後も予算の確保に努めていきます。</p>			

番 号	陳情第30号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
<p>第4項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>指導員の配置については、定員40人に対し2人を配置しています。また、定員を設定するための利用率については、可能な限り待機児童を無くすため、定員設定の際、国の基準に従い、登録時に調査した週の利用希望日数をもとに算出する方法を用いています。</p> <p>活動場所の暑さ対策については、エアコンを設置しており、引き続き環境整備等に努めていきます。</p> <p>なお、仕様書において、FAX、三段ボックス、掃除機等については受託事業者が用意することとなっています。</p> <p>第5項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>緊急時の対応については、安全管理の手引きを定めています。その中で休日を含めた緊急時のAED（自動体外式除細動器）の使用については、学校と事前に使用方法を確認したうえで学校内に設置しているAEDを使用することとなっています。</p> <p>第6項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>放課後児童対策事業の運営経費については、受益者負担の観点からの一部負担金額を設定し、保護者にも当該事業運営に係る費用の一部を負担いただいています。</p> <p>放課後児童対策事業の一部負担金については、きょうだい減免は実施していませんが、ご家庭の所得状況に応じて減額・免除をする制度を設けています。</p> <p>また、急激な収入減少等で一部負担金の納付が困難な家庭については、個々の事情を判断し、対応していきます。</p>			

令和2年 第2回市議会(定例会)陳情回答綴

令和2年6月 発行

編集・発行 堺 市 議 会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

堺市行政資料番号
1-B2-20-0101